

令和 6 年
4 月 号

一関労働基準監督署からのお知らせ

日頃より労働基準行政の推進について、深いご理解のもと、ご支援・ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

いよいよ新年度が始まります。当署の業務運営には、皆様方のご支援・ご協力が不可欠でございますので、本年度もよろしくお願い申し上げます。
一関労働基準監督署長

◎ 令和 5 年における労働災害の状況について(令和 6 年 2 月末現在速報値)

休業 4 日以上	の死傷災害	211 件	(前年同期と比較して - 15 件、 - 6.6%)
(うち、コロナを除く)		175 件	(" + 27 件、 + 18.2%)
うち、死亡		1 件	(" - 1 件)

令和 5 年の死傷災害(令和 6 年 2 月末速報値)は 211 件で、**前年同期の 226 件から 15 件 6.6%減少**しました。このうち新型コロナウイルス感染症によるもの 36 件を除くと **175 件**となるものの、**前年同期の 148 件からは 27 件 18.2%と大幅に増加**し、また、死亡災害は 1 件発生しました。

業種別(新型コロナウイルスによるものを除く)では、①**製造業 43 件(前年同期 + 5 件 + 13.2%)**、②**建設業 27 件(同 + 3 件 + 12.5%)**、③**商業 20 件(同 + 7 + 53.8%)**及び**保健衛生業 20 件(同 - 1 件 - 4.8%)**、④**接客娯楽業 17 件(同 + 14 件 + 466.7%)**、⑤**運輸交通業 15 件(同 - 5 件 - 25.0%)**等となり、運輸交通業及び保険衛生業を除いて大幅増加となりました。

事故の型別(新型コロナウイルスによるものを除く。新型コロナは全体の 16.8%)では、①**「転倒」54 件(構成比 30.9%。前年同期比 + 11 件 + 25.6%)**、②**「墜落・転落」28 件(同 16.0%。+ 11 件 + 64.7%)**、③**「飛来・落下」18 件(同 10.3%。+ 10 件 + 125.0%)**、④**「動作の反動・無理な動作」16 件(同 9.1%。+ 2 件 + 14.3%)**、⑤**「激突され」15 件(同 8.6%。+ 1 件 + 7.1%)**、⑥**「はさまれ・巻き込まれ」12 件(同 6.9%。- 8 件 - 40.0%)**等となり、「激突され」及び「はさまれ・巻き込まれ」を除いて大幅増加となりました。



◎ 令和 6 年 2 月末現在における労働災害の発生状況について

休業 4 日以上	の死傷災害	11 件	(前年同期と比較して - 13 件、 - 54.2%)
うち、死亡		0 件	(" ± 0 件)

令和 6 年 2 月末現在における死傷災害は 11 件で、**前年同期の 24 件と比較して 13 件 54.2%と大幅に減少**しています。なお、新型コロナウイルス感染症によるものはなく、また、**死亡災害は発生していません。**

業種別では、①**建設業 5 件(前年同期比 + 1 件 + 25.0%)**、②**製造業 2 件(同 - 4 件 - 66.7%)**及び**保険衛生業(同 + 1 件 + 100.0%)**等となっています。

事故の型別では①**「転倒」4 件(構成比 36.4%。前年同期比 - 10 件 - 71.4%)**、②**「墜落・転落」2 件(同 18.2%。+ 1 件 + 100.0%)**及び**「交通事故」2 件(同 18.2%。+ 2 件)**等となっています。

当署では、令和 6 年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標⇒143 人以下 **○死亡災害⇒0 人(発生させない)**

と定め、労働災害防止の周知・啓発を行うこと、監督指導等の実施等により、目標達成に向けて労働災害防止対策を推進して参ります。

労働災害はあってはならないものであり、各事業場の皆様におかれましては、令和 6 年は労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますようお願い申し上げます。



転倒災害を防止しよう!

~事故の型別で約 3 割を占めている転倒防止対策を徹底しましょう。

◎ 安全管理及び労働衛生管理にかかる好事例集を取りまとめました！

当署管内における安全管理及び労働衛生管理の向上を目的として、令和 5 年 10 月に、各事業場において実践されている事例の収集を行ったところ、多数の応募をいただきました。誠にありがとうございます。

応募いただいた事例を取りまとめた好事例集を作成し、岩手労働局 HP 内にある一関労働基準監督署からのお知らせコーナーに掲載しておりますので、ご一読いただき、安全管理及び労働衛生管理向上の一助にさせていただきますようお願い申し上げます。



また、応募いただいた好事例のうち、優秀と認められた以下の事業場様につきましては、令和 6 年 3 月 6 日に表彰式を開催し表彰いたしました。

- ◎安全管理部門
 - 最優秀賞 事例 4 日本端子株式会社花泉工場 様
 - 優秀賞 事例 5 ニッコー・ファインメック株式会社 様
 - 優秀賞 事例 11 株式会社平野組 様
 - 優秀賞 事例 16 UBE 三菱セメント株式会社岩手工場 様
- ◎労働衛生管理部門
 - 最優秀賞 事例 14 ニッコー・ファインメック株式会社 様
 - 優秀賞 事例 17 株式会社関建設 様
 - 優秀賞 事例 16 日本端子株式会社花泉工場 様
 - 優秀賞 事例 15 株式会社日ピス岩手 様

令和 6 年度は、安全週間及び衛生週間の時期に合わせて好事例を収集する予定としております。募集の際には、好事例の提供をお願い申し上げます。

◎ 4 月 1 日から適用猶予業種等に時間外労働の上限規制が適用されます！

働き方改革関連法の施行に伴う改正労働基準法(2019 年から適用)において、5 年間適用が猶予業種されておりました適用猶予業種等(建設業、自動車運転者、医師)についても本年 4 月 1 日から時間外労働の上限規制が適用されます。

当署では、この間、研修会の開催、個別訪問支援等を実施し、また、各業界でも会報誌等を通じて情報提供を行っていただく等により、周知・啓発に努めて参りました。

適用猶予業種では、人出不足や地域的な問題により長時間労働は深刻な状況であつて、市民生活にも直接影響を及ぼす状況となっております。

新聞・テレビ等のマスコミ報道では「2024 年問題」として報じられているように、適用猶予業種の事業場の努力だけでは解決できない大きな問題ですが、事業場の皆様におかれましては、適正な対応をお願い申し上げます。

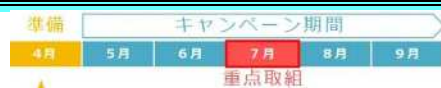
ご不明な点がございましたら、当署までご相談ください。

◎ 4 月は「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」準備期間です！

令和 6 年は例年より気温が高い日が続いており、気象予報では今年の春から夏は例年よりも気温が高い状況が続くとなっておりますが、気温の上昇とともに熱中症の発生が危惧されるところです。

令和 6 年度も「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」が 5 月から 9 月末の間で実施されますが、例年 4 月は準備期間となっております。

事業場の皆様も、準備期間中に実施するべき事項を点検していただき、熱中症対策の準備をお願いいたします。



準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の手前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施